

て解決した。

D、協議事項（議案）

1、九州聯合會の政黨關係に關する件

九州聯合會は社會大眾黨を主力に支持するもので組合は政黨と積極的に協力するものであるが、労働組合と政黨の行政事務と組織的經營事務の混同を繁雜を避けるため今後九州加盟の組合支部長組合長は絶対に政黨支部長を兼任せざること但し支部長、組合長が政黨支部長以外の幹部を兼任すること、或は労働組合の幹部が政黨の幹部たることは防げぬ。

2、九州加盟團體の名稱整理の件

一、九州加盟團體には原則として合同労働組合をば承認しない、但し同一地區に分會又は班が多数あつてこれを分

會又は班として存置せしむるより組合とするが行政上經營上便宜なりと認められる時は應業別組合結成の過渡的使法として執行委員會の承認を得て合同労働組合となす事を得

二、加盟團體にて原則として百名以下の組合員を擁するものは、組合（又は支部）の稱號を付せず、九州直屬の分會（又は班）とする十名以上三十名以下の組合員のところは直屬班となし、三十名以上百名以下は直屬分會とし百名以上のものを獨立の組合又は支部とする

三、前項の規約に従ひ下條運輸労働組合、門司印刷労働組合、筑豊合同労働組合はその組合員数が組合と稱し得るに達してゐないので一應解散を命じ組合員を整理した上で本部費聯合費完納の數に應じて分會又は班とし